

飯綱町合宿等誘致事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童、生徒又は学生（以下「学生等」という。）の合宿等を本町に誘致することにより、若年層との交流人口の拡大、飯綱町の魅力向上と賑わいの創出及び宿泊型観光の推進を図るため、飯綱町合宿等誘致事業費補助金の交付に関し、飯綱町補助金等交付規則（平成17年飯綱町規則第27号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部活動型合宿 本町外に所在する小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定するものをいう。）（以下「学校」という。）において学生等の自主的・自発的な参加により行われている課外の一環として、学生等で構成する運動系及び文化系の部やサークル等が本町内に宿泊して行う合宿をいう。ただし、次号に該当するものを除く。
- (2) ゼミ型合宿 町外に所在する学校の教育課程又は研究活動の一環として、学生等が所属するゼミ、研究会等が本町内に宿泊して行う調査、研究、学習等を目的とした合宿をいう。加えて、部等の活動内容が学問的な調査、研究、学習等を目的とするもので、その目的のために本町内に宿泊して行う合宿を含むものとする。
- (3) 町内研修等 本町外に所在する一般団体が本町内をフィールドとして行う研修及びそれに類似する活動で飯綱町長（以下「町長」という。）が認めるもの。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本町外に所在する学校の学生等で構成する団体が本町内に宿泊して行う部活動型合宿又はゼミ型合宿又は町内研修等で、次の各号に定める要件を満たすものとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業に係る施設又は住宅宿泊事業法（平成29年号外法律第65号）に規定する届出住宅に宿泊するものであること。
- (2) 本町の区域内で、前号に掲げる施設に宿泊する団体の学生等の延べ人数が10人以上であり、かつ、1人1泊当たりの宿泊経費が3,000円以上であること。

2 前項の規定に関わらず、その事業が、次の各号のいずれかに該当するときは補助対象事業としない。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 単に公式大会又はイベントに参加することのみを目的とするもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
- (4) 本町又は本町から補助金等の交付を受けている団体から、補助金等の交付を受けて

いるもの

- (5) その他町長が不相当と認めるもの
(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に係る交通費の内、貸切バス借り上げ料及びバス運行に係る燃料費及び高速代とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、合宿又は町内研修等の主催者とする。

2 複数の団体が同一の目的で合宿等をする場合は個々の参加団体の主催者を補助対象者とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じた額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は100,000円のいずれか低い額とする。

(交付の申請)

第7条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、事業を開始する日の2週間前までに、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 飯綱町合宿等誘致事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 交通経費に係る収支予算書（様式第3号）
- (4) その他町長が必要と認める書類

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 飯綱町合宿等誘致事業費補助金実績報告書（様式第4号）
- (2) 事業活動報告書（様式第5号）
- (3) 交通経費に係る収支決算書（様式第6号）
- (4) 交通経費支払領収書
- (5) 宿泊証明書（様式第7号）
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第9条 補助金の支払は、飯綱町補助金等交付規則第13条の規定により交付すべき補助金等の額を確定した後に、飯綱町合宿等誘致事業費補助金交付請求書（様式第8号）により行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

この告示は、公布の日から施行する。